

# 黒石市災害時要援護者登録制度実施要綱

〔平成21年10月7日〕  
黒石市告示第150号

## (目的)

第1条 この要綱は、障害者、一人暮らし高齢者等などが、災害時等における支援を地域の中で受けられるようにするための制度を整備することにより、これらの者が安心して暮らすことできる地域づくりの推進を図ることを目的とする。

## (要援護者)

第2条 この要綱において「要援護者」とは、次に掲げるもの(施設に入所している者を除く。)のうち、災害時における地域での支援(以下「支援」という。)を希望する者であって、支援を受けるために必要な個人情報を市の関係部署、消防本部、社会福祉協議会、民生委員・児童委員及び地域支援者(以下「地域支援者等」という。)に提供することに同意した者をいう。

- (1) 身体障害者のうち、その障害の程度が1級又は2級の者
- (2) 知的障害者のうち、その障害の程度がA判定の者
- (3) 介護保険法による要介護状態区分が4又は5の認定を受けた者
- (4) 65歳以上の一人暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯の高齢者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、支援が必要な者

## (地域支援者)

第3条 この要綱において「地域支援者」とは、前条に定める要援護者を普段から見守り、災害時においては可能な限り情報の伝達や安否確認、避難誘導等の支援を行う者であって、要援護者の近隣に居住し、かつ、支援を行うために必要な個人情報を提供することに同意した者をいう。

## (要援護者の登録)

第4条 要援護者は、災害時において支援を受けるため必要な個人情報を記載した災害時要援護者登録申請書兼登録台帳(様式第1号)を、市長に提出するものとする。この場合において、要援護者は、地域支援者の記載に当たっては、あらかじめ、その者の同意を得なければならない。

2 市長は、前項に規定する申請を容易にするため、民生委員・児童委員等の協力を得て、要援護者の把握及び登録のために必要な調査を行うものとする。その際、要援護者は、申請の手続きをとることができるものとする。

3 前項の調査を終えた要援護者に係る災害時要援護者登録申請書兼登録台帳は、これを登録台帳とする。

## (要援護者情報の提供)

第5条 市長は、登録台帳を基に作成する登録者一覧を、地域支援者等(当該登録台帳に記載されている地域支援者を除く。)に提供するものとする。

## (登録台帳の保管)

第6条 登録台帳の原本は市長が保管し、副本は要援護者及び当該要援護者の登録台帳に記載された地域支援者がそれぞれ保管する。

2 登録者一覧は、前項に規定される地域支援者を除いた地域支援者等がそれぞれ保管するものとする。

( 地域支援者等による支援 )

第 7 条 地域支援者等は、要援護者に対し、登録台帳及び登録者一覧 ( 以下「登録台帳等」という。 ) を活用して次に掲げる支援を行うものとする。

( 1 ) 災害時における避難誘導、救出活動、安否確認等

( 2 ) 前号の活動を容易にするために日常生活において行う声掛け、相談等

( 地域支援者等の義務 )

第 8 条 地域支援者等は、前条各号に掲げる支援以外の目的で登録台帳等を活用してはならない。

2 地域支援者等は、登録台帳等に記載された個人情報及び支援上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。支援をする役割を離れた後も同様とする。

3 地域支援者等は、登録台帳等を紛失しないよう厳重に保管するとともに、その内容が支援に関係しない者に知られないよう適切に管理しなければならない。

4 地域支援者等は、登録台帳等を紛失したときは、速やかに、市長に報告しなければならない。

( 登録事項の変更 )

第 9 条 要援護者又は地域支援者等は、登録台帳等に記載された事項に変更が生じたときは直接又は地域支援者等を通じて市長に報告するものとする。

2 市長は、登録台帳等に記載された事項に変更が生じたことを直接に又は前項の報告により知ったときは、登録台帳等の原本にその旨を記載するとともに、要援護者及び地域支援者等に連絡するものとする。

( 登録の取消し )

第 10 条 市長は、要援護者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すものとする。

( 1 ) 要援護者が死亡したとき。

( 2 ) 要援護者が市外に転出したとき。

( 3 ) 要援護者が入院若しくは入所などにより自宅に戻れる見通しが立たないとき。

( 4 ) 要援護者が第 2 条各号のいずれにも該当しなくなったとき。

( 制度の周知 )

第 11 条 市長は、広報紙等を通じて、この要綱に定める制度の周知を図るものとする。

2 地域支援者等は、前項の周知に協力するよう努めるものとする。

( その他 )

第 12 条 この要綱に定めるもののほかは、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。